

事業団ＩＣプリペイドカード Q&A

Q1 なぜ磁気プリペイドカードからＩＣプリペイドカードになったのですか。

A 磁気プリペイドカード対応券売機等の老朽化に伴う更新等の際し、同カードに対応可能な機器が既に生産中止や保守対象外となっていたことなどから、ＩＣプリペイドカードに切り替えました。

Q2 磁気プリペイドカードとＩＣプリペイドカードの違いは何ですか。

A 磁気プリペイドカードは使い捨てですが、ＩＣプリペイドカードはチャージして繰り返し使用できます。なお、ＩＣプリペイドカードの使用に際してはデポジットとして500円をお預かりします。

Q3 なぜデポジットが必要なのですか。

A これまでの磁気プリペイドカードのように使い捨てではなく、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が所有するＩＣプリペイドカードをご利用者の皆様にお貸し出し、継続的に使用していただくための保証金としてお預かりします。なお、ＩＣプリペイドカードを返却していただいた時にデポジットをお返しします。

Q4 ＩＣプリペイドカードはどこで発行していますか。

A 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、東京アクアティクスセンターで発行しています。

Q5 どの施設で使えますか。

A 事業団が指定管理業務を行う下記の東京都のスポーツ施設で使用できます。

- ・東京体育館（トレーニングルーム、プール、陸上競技場、健康体力相談室）
- ・駒沢オリンピック公園総合運動場（トレーニングルーム、弓道場）
- ・東京武道館（トレーニングルーム、第一武道場、第二武道場、弓道場）
- ・東京アクアティクスセンター（プール、トレーニングルーム）

なお、駒沢オリンピック公園総合運動場の弓道場（改札機はありません）、東京武道館の第一武道場、第二武道場、弓道場をご利用の場合は、必ず券売機で当日の利用券購入が必要になります。

Q6 磁気プリペイドカードは使えなくなるのですか。

A 当面磁気プリペイドカードも使用できますが、現在お持ちのカードを使い切られた後はＩＣプリペイドカードを使用してください。なお、先にＩＣプリペイドカードを発行された場合は各館窓口で磁気プリペイドカードの残額をＩＣプリペイドカードに

移し替えることができます。そのお手続きの際少々お時間をいただく場合がありますがご容赦ください。また、東京武道館の第一武道場、第二武道場、弓道場で磁気プリペイドカードを使用する場合は予め施設に確認してください。

Q7 ICプリペイドカードはどのようにして使用するのですか。(発行)

A ICプリペイドカードの発行は券売機でできます。発行額は1500円、3500円、5500円(それぞれデポジット500円含む)になります。

プレミアム(付加価値)の付加は2023年3月31日で終了となります。付加されたプレミアムは2023年4月1日以降もこれまでどおりSF(利用可能額)として利用料金の支払いに使用できます。

Q8 ICプリペイドカードはどのようにして使用するのですか。(チャージ)

A ICプリペイドカードのチャージは券売機、精算機でできます。チャージ額は1000円、3000円、5000円です。

プレミアム(付加価値)の付加は2023年3月31日で終了となります。付加されたプレミアムは2023年4月1日以降もこれまでどおりSF(利用可能額)として利用料金の支払いに使用できます。

Q9 ICプリペイドカードはどのようにして使用するのですか。(入場、退場、精算など)

A 入場時はICプリペイドカードを改札機にタッチして通過してください。利用料金がSFから減額されます。退場時もカードを改札機にタッチして通過してください。ただし、利用時間を超過しカードのSF残額が不足している場合は精算機でチャージしてください。また、直接改札機を通過する以外にも券売機で利用券を購入することができます。

Q10 クレジットカード、電子マネー、QRコード決済でチャージはできますか。

A できません。チャージは現金のみとなります。また、別のICプリペイドカードでチャージすることもできません。

Q11 1000円、3000円、5000円以外の金額のチャージはできますか。

A できません。

Q12 SF残額を調べる方法がありますか。

A 券売機、精算機でSF残額の照会(「IC利用履歴確認」画面)ができるほか、改札機通過時に改札機のディスプレイに表示されます。

Q13 中学生以下の子供はＩＣプリペイドカードを使用できますか。

A 使用できますが必ず券売機で中学生以下用の利用券を購入してください。直接改札機を通過しますと一般料金が減額されます。

Q14 ＩＣプリペイドカードで改札機を通過できません。

A ＳＦ残額を確認してください。入場の場合は利用料金分のＳＦ残額が不足している（券売機でチャージするか別に利用券を購入してください。）、退場の場合は超過料金分のＳＦ残額が不足している（精算機でチャージしてください）、と思われます。

Q15 各施設にある売店や自動販売機などでＩＣプリペイドカードを使用することはできますか。

A できません。ＩＣプリペイドカードを使用できるのは、Ｑ５の施設利用料金のみです。

Q16 交通系ＩＣカード（ＳｕｉｃａやＰＡＳＭＯなど）でＩＣプリペイドカード用の改札機にタッチして通過することはできますか。

A できません。改札機の通過には、事業団ＩＣプリペイドカードまたは券売機で購入していただく利用券が必要です。なお、交通系ＩＣカードは利用券購入に使用できます。

Q17 ＩＣプリペイドカードの使用などを最後に行った日の翌日から５年後に失効する、ということですがどうでしょうか。

A カードの発行、チャージ、使用のいずれかを最後に行った日の翌日から５年後にお使いのカードは失効します。失効すると、そのカードは使用できなくなりＳＦ残額も使用できません。なお、カード失効後もカードを返却していただければデポジットはお返ししますので、カードは事業団に返却してください。

Q18 最後の使用を行った日はどのようにして確認できますか。

A 券売機、精算機の（「ＩＣ利用履歴確認」画面）で確認できます。

Q19 払戻しはできますか。

A 払戻しはできません。ただし、ＩＣプリペイドカードを使用することが困難な地域へお引越しされる場合は各館窓口で相談してください。

Q20 紛失などの再発行はできますか。

A 紛失、盗難、破損などによる再発行はできません。また、事業団はその責任を負いません。保管などには十分注意してください。

Q21 月額固定利用もＩＣプリペイドカードを使用するのですか。（東京体育館のみ）

A 月額固定利用はこれまでの金融機関口座引き落としからＩＣプリペイドカードの使用に代わります。ご利用方法は下記のとおりです。

- 初めて月額固定利用を利用する際（新規）は窓口で手続きをしてください。２回目以降（更新）は券売機で手続きができます。
- 月額固定利用の期間は発売日から翌月応当日の前日までです。
- 期間は初回に窓口でお渡し、または２回目以降に券売機から発券されるチケットに記載されるほか、期間の最終日（発売日の翌月応当日の前日）は改札機通過時に改札機のディスプレイに表示されます。
- 月額固定利用は期間中、営業時間内において回数、時間の制限がなく利用できます。
- ＳＦ残額があるＩＣプリペイドカードで月額固定利用する場合、期間中ＳＦ残額は減額されません。
- ＩＣプリペイドカードのＳＦで月額固定利用料金支払いはできません。

Q22 ＩＣプリペイドカードの規約などがありますか

A 「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 個人利用施設ＩＣプリペイドカード取扱規則」を定めています。下記ＨＰで確認してください。

[ＩＣプリペイドカード | 公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団 \(tef.or.jp\)](http://tef.or.jp/)